

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

新型コロナウイルス感染症への感染等により療養し、働くことができない国民健康保険、または後期高齢者医療保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給します。

1 対象者

給与収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染が疑われる方

2 支給要件

新型コロナウイルス感染等の理由により労務に服することができず、収入が減少した場合

3 支給金額

労務に服していれば本来受給できた給与収入の3分の2にあたる額を傷病手当金として支給

4 対象期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日まで(期間延長)

5 申請方法

申請方法等をご案内しますので、医療保険課までお問い合わせください。

問 本庁 (国民健康保険) 医療保険課国保G ☎52-1111 内線162
(後期高齢者医療保険)医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線163

常陸大宮市理美容・療術業新型コロナウイルス感染症対策支援金について

密接が避けられない理美容・療術業者のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら、高い衛生水準を保つことが必要不可欠です。そこで、感染拡大防止対策を行い、営業を継続している事業者に対し、支援金を交付します。

1 対象事業者

- (1) 理美容業 ヘアスタイリング(カットなど)を行う店舗
- (2) 療術業 国家資格を有するあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師が施術を行う店舗

2 交付要件

- (1) 本市において理美容・療術業を営む中小企業者、または個人事業主
- (2) 申請時点において、市税に滞納がないこと
- (3) 常陸大宮市暴力団排除条例に定める暴力団等でない者
- (4) 理美容業者については、「いばらきアマビエちゃん」の登録がなされている者

3 交付額

事業者あたり 50,000円

4 申請方法

対象事業者には、県の施設届出に基づき個別に申請書を送付します。詳細は通知をご確認ください。

5 申請期限 令和3年2月5日(金)まで(当日消印有効)

問 かがやき 健康推進課 ☎54-7121